

公印省略

2 教総第 2 5 号

2 教義第 5 3 号

令和 2 年 4 月 2 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長

令和 2 年度の新学期における県立学校の臨時休業について（通知）

このことについて、別紙のとおり本県の対応方針を決定し、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、県立学校における対応方針を参考としつつ、各自治体や隣接自治体、生活圏ごとの感染状況（感染者数、年齢、感染経路等）、学校種ごとの特徴等を踏まえ、所管する学校における臨時休業の必要性の有無、臨時休業を実施する場合の期間（例：2週間程度）等について判断していただきますようお願いいたします。

なお、臨時休業を実施する場合には、文部科学省の「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 1 日改訂版）を参照するとともに、学習に著しく遅れが生じることのないよう、全ての児童生徒に対し、家庭学習を適切に課す教材を配布するなど、計画的に家庭学習の支援を行うとともに、電話や家庭訪問等を通じ、児童生徒の状況等の確認や児童生徒の求めに応じた指導などの適切な対応を行うようお願いいたします。

一方、学校を再開する場合にも、文部科学省の「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和 2 年 3 月 2 4 日）を参照して、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

【臨時休業の方針に関すること】

教育総務部総務企画課

TEL 092-643-3882

FAX 092-632-5064

【学習支援に関すること】

教育振興部義務教育課

TEL 092-643-3910

FAX 092-643-3912

令和2年4月2日
福岡県教育委員会

令和2年度の新学期における県立学校の臨時休業について

対応方針

県内での新型コロナウイルス感染者数が増加している状況や、県立学校の児童・生徒の状況（通学区域が広域で、公共交通機関利用者が多いなど）を踏まえ、児童・生徒へ感染リスクを最大限回避し、その健康と安全を守るため、県立学校を一斉に臨時休業する。

- 臨時休業の対象・期間
 - 対象：全ての県立学校
 - 期間：5月6日（水）まで

- 臨時休業にあたっての留意事項
 - ① 儀式的行事等について
 - 入学式、始業式などの式典形式での行事は実施しない。
 - ② 登校日の設定について
 - 在校生及び新入生に対する連絡や指導等、児童・生徒を登校させる場合は、各学年別に登校させる等、感染症対策に万全を期すこと。
 - ③ 学習指導について
 - 児童・生徒の学習が遅れることがないように、臨時休業中に家庭学習を課すことや、再開後に補充のための授業を行う等、必要な措置を講じる。
 - ④ 課外授業、補習及び部活動について
 - 臨時休業期間中の活動は行わない。
 - ⑤ 特別支援学校での児童・生徒の受け入れについて
 - 県内での感染者数が増加し、集団感染が発生しやすくなっている状況を踏まえ、原則として学校での預かりは行わない。

- 市町村立学校について
 - 市町村立学校については、県立学校における対応方針を参考としつつ、各自治体や隣接自治体、生活圈ごとの感染状況（感染者数、年齢、感染経路等）、学校種ごとの特徴等を踏まえ、臨時休業の必要性の有無、実施する場合の期間（例：2週間程度）等について判断するよう要請する。

※ 今後の県内での感染状況の変化に応じ、臨時休業の期間等について、関係部局間で十分協議を行う。



公印省略

2 教高第 5 7 号
令和 2 年 4 月 2 日

各 県 立 高 等 学 校 長
各 県 立 中 学 校 長 殿
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校 長

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業について（通知）

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染者が拡大している状況を踏まえ、学校における集団感染を防止する観点から、福岡県立高等学校学則（昭和 3 2 年福岡県教育委員会規則第 1 4 号）第 5 条第 1 項第 8 号、福岡県立中学校学則（平成 1 5 年福岡県教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項第 8 号及び福岡県立中等教育学校学則（平成 1 5 年福岡県教育委員会規則第 8 号）第 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく教育委員会指定休業日として、令和 2 年 4 月 6 日（月）から 5 月 6 日（水）までの間、臨時休業とすることとしたので通知します。

なお、臨時休業期間中における留意事項は下記のとおりです。

また、臨時休業期間については、今後、国の動向及び県の感染状況に応じ、変更になる場合があることを申し添えます。

記

- 1 始業式及び入学式などの式典形式での行事は行わないこと。ただし、学期の始業や入学時に際して、生徒への指導や保護者との連絡のため、生徒・保護者が登校する日を設けることは差し支えないこと。
この場合、集団感染の 3 つの条件が同時に重なることを徹底的に回避するため、教室等を利用して出席者を分散させたり、グラウンド等屋外を利用したりするなど、感染症対策を十分に講じること。
なお、登校した日については、指導要録上の授業日数に含まれないものとして取り扱うこと。
また、入学許可については、当初入学式を予定していた日をもって行うこと。
- 2 いわゆる離退任式及び対面式等の行事は行わないこと。
- 3 課外授業、補習及び部活動等の活動は行わないこと（真に指導が必要な場合に生徒を登校させたとき以外は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となるので、十分留意すること。）。
- 4 生徒に対して、臨時休業は感染拡大を防止するための措置であるという趣

旨を十分理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、週末を含め基本的に自宅で過ごし、不要不急の外出を避けるよう指導すること。

- 5 学級担任等が定期的に生徒に連絡し、健康状態について確認を行うこと。
- 6 可能な限り、家庭学習を適切に課し、必要な支援を行うこと。
- 7 真に指導が必要と認められる場合に生徒を登校させることは差し支えないが、その際は、登校時間に差を設けたり、混雑時間帯を避けたりする等の手立てを講じ、集団的な状況を作らないようにすること。
- 8 基本的な感染症対策の徹底及び生徒の感染が判明した場合等の対応については、別紙を参照すること。

本件担当

高校教育課 指導班 中島 敦雄

工藤 宏敏

TEL 092-643-3905

基本的な感染症対策の徹底及び生徒の感染が判明した場合等の対応について

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- (3) 家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うよう指導する。特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底する。
- (4) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、又は強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。（所在地ごとの連絡先については、次ページ以降の「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）

2 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

- (1) 県又は保健所設置市の衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 衛生主管部局が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

3 教職員の感染が判明した場合における報告等の対応

上記2の取扱いに準じるものとする。

福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧

1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市 八女市、筑後市 大川市、みやま市 大木町、広川町	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

2 北九州市、福岡市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス 専用ダイヤル	093-522-8745（24時間対応）	
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078	福岡市夜間休日 緊急連絡番号 092-761-7361
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073	
久留米市新型コロナウイルス 相談センター	0942-30-9335	0942-30-9335 （音声ガイドに従うこと）



各県立特別支援学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業について（通知）

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染者が拡大している状況を踏まえ、学校における集団感染を防止する観点から、福岡県立特別支援学校学則（昭和32年福岡県教育委員会規則第20号）第4条第1項第8号の規定に基づく教育委員会指定休業日として、令和2年4月6日（月）から5月6日（水）までの間、臨時休業とすることとしたので通知します。

なお、臨時休業期間中における留意事項は下記のとおりです。

また、臨時休業期間については、今後、国の動向及び県の感染状況に応じ、変更になる場合があることを申し添えます。

記

- 1 臨時休業期間中に入学式、始業式、離任式等の行事は行わないこと。
- 2 保護者を対象とした以下の手続き等については、集団感染の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避した上で実施して差し支えないこと。
 - (1) 在校生や転入生に対する健康調査票や教科書の配布等。（期間を設けて個別に実施）
 - (2) 新入生の入学に関する手続き等。（原則として、令和2年4月7日（火）に実施）
- 3 課外授業、補習及び部活動等の活動は行わないこと。
- 4 臨時休業については、感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を幼児児童生徒及び保護者に十分理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、週末を含め基本的に自宅等で過ごし、不要不急の外出を避けるよう指導すること。
- 5 保護者に対しては、学級担任等が定期的に連絡し、幼児児童生徒の居場所や健康状態について確認を行うこと。
- 6 児童生徒の障がいの状況等に応じて、可能な限り、家庭学習を適切に課し、必要な支援を行うこと。
- 7 今回の臨時休業期間中は、県内での感染者数が増加し、集団感染が発生しやすくなっている状況を踏まえ、原則として、幼児児童生徒の学校での預かりは行わないこと。
- 8 基本的な感染症対策の徹底及び幼児児童生徒の感染が判明した場合等の対応については、別紙を参照すること。

【本件担当】

教育庁教育振興部特別支援教育課
主任指導主事 藤野 和男
TEL：092-643-3914

基本的な感染症対策の徹底及び幼児児童生徒の感染が判明した場合等の対応について

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- (3) 家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うよう指導する。特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底する。
- (4) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。
（所在地ごとの連絡先については、次ページ以降の「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）

2 幼児児童生徒の感染が判明した場合又は幼児児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

- (1) 県又は保健所設置市の衛生主管部局（以下「衛生主管部局」という。）等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 衛生主管部局が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

3 教職員の感染が判明した場合における報告等の対応

上記2の取扱いに準じるものとする。

福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧

1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市 八女市、筑後市 大川市、みやま市 大木町、広川町	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

2 北九州市、福岡市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス 専用ダイヤル	093-522-8745（24時間対応）	
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078	福岡市夜間休日 緊急連絡番号 092-761-7361
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073	
久留米市新型コロナウイルス 相談センター	0942-30-9335	0942-30-9335 （音声ガイドに従うこと）



2 文科初第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について (通知)

令和 2 年度における学校の教育活動の再開等の考え方については、令和 2 年 3 月 24 日付
元文科初第 1780 号文部科学省事務次官通知(「令和 2 年度における小学校、中学校、高等
学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」)によりお示したと
ころですが、4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえて、同
通知の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライ
ン」を、別紙のとおり改訂しましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、
大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道
府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対
して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法
人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)
第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校
設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対
して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245
条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号)第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添
えます。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課（内2411）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）
- 子供の居場所確保に関すること
 - ・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課（2918）
 - ・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内2464）
- 幼稚園の預かり保育に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内3136）
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内3370）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月1日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとお

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

り検討する必要があると考えられます。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

2. 学習指導に関すること

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年

度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」³に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員

³ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されることとあり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

6. 子供の居場所確保に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

（2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

7. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療関係等で仕事を休めない場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
（「感染拡大警戒地域」）



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも



公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず



首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請



臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

令和2年3月24日

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年3月19日))においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

1. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 

1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 

2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 

3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 

4 指の間を洗います。
- 

5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 

6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクがない時
とっさの時



- 

何もせずに咳やくしゃみをする
- 

咳やくしゃみを手でおさえる
- 

マスクを着用する (口・鼻を覆う)
- 

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 

袖で口・鼻を覆う

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所 (ドアノブ、手すり、スイッチなど) は、適宜、消毒液 (消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等) を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム (塩素濃度 0.05%~0.5%) で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤 (原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%) を用いる場合、原液 25 mL (漂白剤のキャップ 1 杯) を 2 L の水で希釈する (約 0.06% の希釈液)。

3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解¹によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

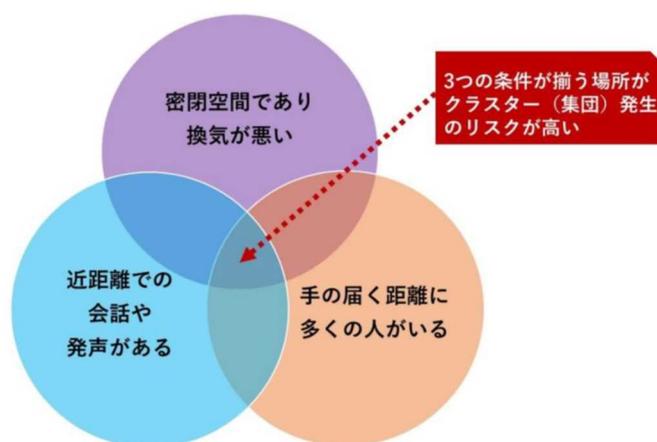
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられているため、**この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける**ことが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言²では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



¹ 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

² 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク*を装着するなどするよう指導すること。

*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「**(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について**」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「**2. 学習指導に関すること**」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等^注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

(注：下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア：中国，韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国(アイスランド，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，ギリシャ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア，チェコ，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，ハンガリー，フィンランド，フランス，ベルギー，ポーランド，ポルトガル，マルタ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク)，アイルランド，アンドラ，英国，キプロス，クロアチア，サンマリノ，バチカン，ブルガリア，モナコ，ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

(注：下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省，浙江省

<韓国>大邱広域市，慶尚北道(清道郡，慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州，コム州，テヘラン州，アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，マーザンダラン州，マルキャズィ州，ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州，ピエモンテ州，マルケ州，ロンバルディア州，ヴァッレ・ダオスタ州，トレンティーノ＝アルト・アディジェ州，フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州，リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州，バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州，バスク州，マドリッド州，ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

(5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から，児童生徒等の状況を的確に把握し，健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして，心の健康問題に適切に取り組むこと。

(6) 感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

Ⅲ.提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

2. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ、今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条、

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等），その際，児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに，各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど，教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また，週休日である土曜日に授業を行う場合には，教職員の勤務日及び勤務時間について，各地方公共団体の条例等に則り，適切に振り替えを行うことが必要となること。）

- ・ 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）³の趣旨・内容についても，引き続き踏まえること。

なお，文部科学省から各教科書発行者に対して，各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう，各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているため，必要に応じて参照いただきたいこと。

（3）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても，本ガイドライン 1.（1）に示す感染症対策を講じるとともに，それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては，指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては，3 月 9 日の専門家会議で示されている 3 つの条件が重なることのないよう，感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても，その実施に際し，上記 3 つの条件が重なることのないよう，地域の感染状況等も踏まえ，それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり，延期したりする等の対応を行うこと。

特に，修学旅行については，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき，当面の措置として取り止める場合においても，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお，海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は，諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況，海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ，外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに，十分に御

³ https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm

検討をいただくようお願いしたいこと。

4. 部活動に関する事

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

5. 学校給食に関する事

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお、教職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

7. 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関する こと

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

8. その他

(1) 公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、公立高等学校及び特別支援学校等において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

(2) 私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、都道府県私立学校主管部課においては、各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれること。

(3) 就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。

- ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を

行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

- ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

(4) 高校生等への修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、以下の点に配慮留意すること。

- ・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- ・更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？